

国連アジア極東犯罪防止研修所第148回国際研修に参加して

東京拘置所 作業専門官 高橋 智 晃^{ち あき}
千葉保護観察所 保護観察官 田 中 健太郎

私たちは、平成23年5月11日から同年6月17日までの約6週間、国連アジア極東犯罪防止研修所の第148回国際研修に参加しました。

本研修には、東日本大震災被災後であるにもかかわらず、アフガニスタン、インドネシア、フィリピン、韓国、モルディブ、(南)スーダン、タイ及び日本の8か国18名（うち、日本人研修参加者8名）が参加し、本研修のテーマである「薬物犯罪者処遇：新たな取組」に沿った座学、見学及び発表が行われました。まず、座学では、アジア研教官による講義はもとより、刑事学の研究者や自助グループのスタッフ、薬物依存症治療の専門家、国連の専門家による講義が行われるなど、薬物犯罪者処遇の現状と課題等につき、様々な立場や側面から幅広い知識付与が行われました。また、裁判所・法務省の関係機関や更生保護施設はもとより、地方厚生局麻薬取締部や精神保健福祉センター、精神科病院、自助グループなど薬物犯罪者に関連する各種専門機関等への見学の機会もあり、薬物犯罪者への対応の最前線の様子をかいま見ることができました。さらに、研修参加者個人やグループワークで作成したレポートの発表を通じて、各国の現状や課題を知ることはもちろん、各国の刑事司法関係の実務家である研修参加者と様々な意見交換ができました。

例えば、被収容者の自治と相互支援を主眼とする治療共同体の概念を刑事施設に適用するなど、規律と秩序、職員による統制を重視する日本の刑事施設に慣れ親しんでいる私たちでは思い付きにくい発想による施策が複数の国で展開されているという話には、眼を見開かされる思いでした。もちろん、文化的・社会的背景が異なるため、海外における施策を日本にそのまま導入することはできませんが、今回のテーマである薬物犯罪者処遇を始めとした新たな施策の開発・導入に際しては、前例や慣習、既成概念に拘泥することなく、虚心坦懐の姿勢で様々な施策について幅広く実現可能性を探ることが重要であることを改めて痛感しました。

また、各国の状況を知るにつけ、日本の社会内処遇は、保護司など民間の様々な方々の御協力で成り立っていること、言い換えれば幸運にも社会資源に恵ま

れていることに改めて気付かされました。そして、諸施策を展開するに際しては、御協力いただいている方々の考えを十分に受け止め、どのような形で連携させていただくのかをよく検討するなどして、永く御支援いただく方策を考えなければならないと実感しました。

私たちは、本研修において、通常業務や個人の努力では体験し難い貴重な経験を重ねることができ、非常に充実した研修生活を送ることができました。この場をお借りして、このようなカリキュラムを企画し、また、研修中においてはきめ細かく全ての研修参加者に目を配って支えていただいたアジ研の各教官やスタッフの皆様、そして、その他講義や見学など様々な部分で本研修に関わってくださった全ての皆様方に、心から御礼を申し上げます。